

くらしの法律救急箱



第18回 贈与に関するギモン

贈与とはどのようなものを指しますか。

A₁

贈与も契約の一つであり、一方の当事者が、自分の財産を無償で他方に与える意思表示し（「あげるよ」、他方がそれを承諾すること（「もらうよ」）によって成立します。対象となる財産は、動産、不動産、債権などなんでも構いません。また、例えば「あなたが30歳になったらあげる」という時期的な条件が付される場合や、「あなたが1年間介護してくれたらあげる」という負担付贈与などもあります。

Q₂

妻の親から「不動産をあげる」と言われていますが、書面などは交わしていません。口約束でも効力はあるのでしょうか。

A₂

贈与契約は、A₁で述べたとおり「当事者の意思の合致」で成立します。したがって、書面の作成が絶対に必要ではなく、口約束だけでも成立します。しかし、贈与する人にとっては対価ももらえず利益にならないものですから、軽率な贈与を防止する必要があります。

あります。

そこで、民法は、書面によらない贈与は、原則として各当事者が撤回できると定めています。したがって、贈与の合意が書面に残されない場合は、贈与の効力は弱いといえるのです。

逆にいうと、贈与を受ける人にとっては、書面化が重要となります。書面の内容としては、贈与の目的物と贈与するという意思が書面に表示されていれば足りると捉えられています（ただし、贈与を受ける人とその人が承諾する意思が、他の証拠で認められる必要があります）。しかし、単に贈与の目的物を指示した書面があるだけでは、書面による贈与とは認められません。

Q₃

書面によらない贈与はいつでも撤回することができますでしょうか。

A₃

書面によらない贈与の撤回を認めるのは、軽率な贈与を防止するためですから、贈与する人の贈与の意思が明確となった後は、もはや撤回を認めるべきではありません。そこで、履行が終わった部分については、たとえ書面によらない贈与であっても撤回できないと定められています。

「履行」とは、動産については引渡、不動産につい



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

ては登記か引渡のいずれかを行うことを指します。

生前贈与とは何ですか。

Q4

生前贈与とは、贈与の中でも、遺産の前渡しの意味合いを持つものを指し、被相続人が相続人などに対して、自分の生前に財産を贈与することをいいます。

成立要件は一般の贈与と同じですが、一般の贈与が単に財産の受渡しを目的とするのに対し、特に生前贈与という場合には、計画的な遺産の分配を目指したり、税金面でより有利になるような目的をもって行われるのが特徴といえるでしょう。なお、相続税の算定に関して、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は、相続財産に加算されることとされています。

贈与を行うと必ず贈与税がかかるのでしょうか。

Q5

贈与税は、一人の人が1年間（1月1日から12月31日まで）にもらった財産の合計額から基礎控除額（10万円）を差し引いた残りの額に対してかかります。つまり、1年間にもらった財産の合計額が110万円

以下なら贈与税はかからないことになります。また、

例えば、婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用の不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除のほかに最高2000万円まで控除を受けることができる特例もあります。個人間で贈与を行う場合は、贈与税について配慮が必要です。

Q6

不要になった子供用の遊具を友人に譲ったところ、不具合があったため修理代がかかったと言われました。私は、友人に修理代を払わないといけないうのでしょうか。

A6

例えば、中古の遊具を売った場合には、売主として「瑕疵担保責任」を負います。「瑕疵担保責任」とは、契約の対象物に欠陥や不具合があった場合に、買主が契約の解除や損害賠償請求ができることをいいます。もっとも、贈与は自己の財産を無償で相手方に与えるものであるため、原則として担保責任は負いません。ただし、贈与する人が、その不具合などを知っていたのに相手方に知らせなかった場合には担保責任を負うこととされています。したがって、不具合を知っていたのに黙っていたという事情がないのであれば、修理代を支払う必要はありません。